

2 6つのまちづくりの目標に計画の推進を加えた7つの柱ごとの施策

目標1 未来を創り出す子どもが育つまちづくり (子育て・教育)

施策1-1 子ども・子育て支援の充実

- » 妊娠期から子育て期にわたる継続的な母子保健対策の推進に努めます。また、子育て相談の充実や、援助を必要とする児童・保護者への支援を行うとともに、気軽に親子が集える場や子どもたちが安心して遊べる場づくりなどに努めます。
- » 保育サービスの充実などにより、仕事と子育ての両立を支援し、安心して子どもを産み育てることができ、子どもが健やかに育つ社会をつくります。

施策1-2 家庭、地域の教育力の向上

- » 子育て世代における家庭教育に関する学習・相談機会の充実を図ります。
- » 学校、家庭、地域の結びつきを強化するとともに、家庭、地域の教育力の向上と青少年健全育成を推進し、社会全体で子どもを育てる環境づくりを進めます。

施策1-3 学校教育の充実

- » 地域とともに育つ特色ある学校づくりをすすめるとともに、ICT(情報通信技術)を活用した教育環境の整備など、社会変化に対応した多様な教育を推進し、時代に合った児童・生徒の生きる力を育みます。
- » また、児童・生徒の健全育成のための取組を強化するとともに、安全・安心な教育施設・教育環境の整備、幼児教育の推進に努めます。

施策1-4 特別支援教育の充実

- » 障がいや発達課題のある子どもの早期発見、早期支援に努め、乳幼児期から学齢期を通じ、ライフステージに応じた安心して相談できる体制を整備するとともに、自立に向けた長期的で一貫した支援の充実を図ります。
- » また、特別支援教育の啓発と支援体制の充実に努め、個々の状況に応じたきめ細やかな支援を行います。

目標5 人と地域の力で豊かな心を育み、つながり、学び合うまちづくり (人権・協働・社会教育・文化・スポーツ・コミュニティ)

施策5-1 学習活動の充実

- » 地域住民の要望や時代のニーズに合った生涯学習の内容や、遠隔授業や動画配信などによる学びや交流の機会の充実を図るとともに、生涯学習関連施設・設備の計画的な修繕、維持管理に努めます。また、時代の変化、市民ニーズに対応した図書館機能の充実を図ります。
- » 地域の伝統文化や歴史を、次の世代へ継承するとともに、誰もが生涯にわたり必要な学習を行い、その成果を生かすことができる生涯学習社会の実現を目指します。

施策5-2 文化芸術の振興と歴史文化の継承

- » 市民がさまざまな文化活動を行うための環境整備及び機会の拡充を図り、文化芸術活動を推進します。
- » 老朽化した市民文化センターに代わる新たな施設整備に向けた取組を推進します。
- » 文化財の保存、継承、整備と伝統文化の保存、伝承に努めるとともに、本市の歴史文化を後世に継承するため、市史編さんを進めます。

施策5-3 スポーツの振興と競技力の向上

- » 多くの市民が体を動かす機会や場所の提供に努め、いつでもどこでも誰でも体を動かすことが楽しめる生涯スポーツの振興を図ります。
- » 指導者の育成や全国大会に出場する選手などの支援による競技スポーツの振興を図ります。
- » 市民が気軽にスポーツを楽しめるよう、既存の体育施設の維持管理に努めるとともに、総合運動公園基本計画を策定し、新たな施設整備に向けた取組を推進します。

施策5-4 近代化産業遺産の保存活用・整備の充実

- » 本市固有の地域資源である別子銅山近代化産業遺産の保存活用・整備を促進するとともに、各種メディアなどを積極的に活用し、別子銅山の歴史の伝承・情報発信に努めます。
- » 多喜浜塩田文化の歴史の周知、保存、継承に努めるとともに、担い手を育成します。

施策5-5 人権の尊重

- » 家庭・地域・学校・職場における人権・同和教育の推進・啓発に努めます。
- » 人権侵害による被害者を早期に救済するため、人権擁護体制の充実を図り、すべての市民の人権が尊重され、あたたかい心で交じわりあうことのできる社会をつくります。

施策5-6 男女共同参画社会の形成

- » 市民の男女共同参画意識を高めることに努め、性別にかかわらず誰もが主体的にあらゆる分野で活躍できる男女共同参画社会の形成を目指します。
- » DVに関する総合的な支援を行うため、関係機関との連携の強化、相談体制の充実を図ります。

施策5-7 地域コミュニティの充実

- » 地域コミュニティ施設の整備や維持管理の支援を行うとともに、地域の各種団体等と連携し、魅力ある地域づくりに向け、コミュニティの活性化を図ります。
- » 地域住民による地域課題の解決に向けた地域運営組織の形成を支援し、地域再生への体制づくりを進めます。

施策5-8 多様な主体による協働の推進

- » 協働のまちづくりを進めるための推進体制や制度の整備を進めるとともに、ボランティア活動に参加するきっかけづくりや体制づくりに取り組みます。
- » まちづくり団体など中間支援組織のコーディネートやマネジメントの強化を図るとともに、団体間の交流・連携を進め、市民活動の活性化、新たな活動・サービスの創出を図ります。

施策5-9 国際化の推進

- » 友好都市との交流を継続するとともに、市民と外国との交流を推進します。
- » 様々な文化が共生した住みやすい社会や地域の国際化のための体制づくりを進めます。



施策 1-1 子ども・子育て支援の充実

現況と課題

- 1 妊産婦・乳幼児の状況を継続的・包括的に把握し、保健師等の専門職が個別の相談に対応するとともに、必要な支援や関係機関と連絡調整を行い、切れ目のない支援を提供しています。その入り口となる、**子育て世代包括支援センター（すまいるステーション）の周知を図り、支援につなげる**必要があります。また、幼児期の発達の節目である健康診査の未受診者を減らし、**発育・発達状況を確認するとともに早期支援を行う**ことが重要です。

出生率が低下している現状を踏まえ、**子どもを望む夫婦の経済的負担軽減を図る**必要があります。
- 2 保護者の就労状況の変化や就労を希望する母親の増加のため、保育需要は増加傾向にあります。そのため、**保育の供給量の確保**が必要です。また、延長保育や一時保育など、**多様なニーズに対応した保育サービスや子育て支援の充実**も求められています。

公立保育所については、**老朽化に伴う計画的な施設改修、私立保育所や認定こども園については、施設整備要望に対する補助の実施などにより施設整備の促進を図る**必要があります。
- 3 ライフスタイルの変化により、子育てに関し多様なニーズが生じていることから、緊急時の預かりや病児・病後児の預かりなど、**多様なニーズに対応するとともに、子育て家庭の経済的負担や育児不安などを軽減**する必要があります。また、子育てに関する情報の提供や、気軽に親子が集える場としての**地域子育て支援拠点において、支援内容の充実を図ること**や、子どもたちが安心して遊ぶことのできる**児童センターを適切に維持管理していく**必要があります。
- 4 ひとり親家庭は、貧困率が高く生活の中に多くの問題を抱える傾向にあるため、児童扶養手当やひとり親家庭医療費助成等の**経済的な支援だけではなく、精神的な支援の充実を図る**必要があります。また、児童の虐待が社会的な問題となっており、相談件数も増加し、その内容も深刻化していることから、**児童相談所や関係機関と連携を図りながら、サポート体制を充実させる**必要があります。また、**児童養護施設（東新学園）については、円滑に民営化を進めていく**必要があります。

成果指標と目標値

成果指標名	現況値	目標値
3歳児健康診査におけるむし歯がない幼児の割合	86.3% (令和元年度)	90.0% (令和12年度)
待機児童数（3月1日現在）	4人 (令和元年度)	0人 (令和12年度)
子育て支援拠点施設利用者の満足度	- (令和元年度)	95.0% (令和12年度)
児童虐待重大事案発生件数	0件 (令和元年度)	0件 (令和12年度)

課題解決に向けた取組方針

基本計画 1-1-1 母子保健対策の推進

取組方針

- 妊娠期から子育て期にわたる支援を継続的に行います。
- 健診による発育・発達面の遅れ等の早期発見・早期支援を行います。
- 不妊に悩む夫婦への支援を推進します。



取組内容

- すまいるステーション等における妊娠期からの相談・訪問体制の充実
- 産後ケア事業等の充実 ● 1歳6か月児・3歳児健康診査の実施
- 歯科保健の充実 ● 一般不妊治療費・特定不妊治療費・不育症検査治療費への助成 など

基本計画 1-1-2 保育の供給及び多様な保育ニーズへの対応

取組方針

- 保育の供給量を確保します。
- 子ども子育て支援法に基づき、多様な教育・保育ニーズに対応します。
- 公立保育所については、適切な維持管理を行います。
- 私立保育所や認定こども園については、施設整備要望に対し補助を行い、整備の促進を図ります。



取組内容

- 待機児童の解消 ● 延長保育、一時保育、休日保育等の実施
- 公立保育所や私立保育所等の計画的な整備・改修 など

基本計画 1-1-3 子育ての場づくりと子育てを支える体制づくりの推進

取組方針

- 多子世帯など多様なニーズに応じた魅力的な支援施策を実施します。
- ファミリーサポートセンターの運営や病児・病後児保育を継続します。
- 気軽に親子が集える場、子どもたちが安心して遊べる場を確保します。
- 子育てに対する不安軽減を図ります。

取組内容

- 子ども医療助成事業の実施 ● 愛顔の子育て応援事業の実施
- 地域子育て支援拠点事業の実施
- 地域子育て支援拠点での一時預かり事業の実施
- ファミリーサポートセンターの運営 ● 児童センターの運営
- 利用者支援事業の実施 など





施策1-2 家庭、地域の教育力の向上

現況と課題

- 1 核家族が増え、親族等から家事や育児のサポートを得ることが困難な家庭が増えているため、子育てに関する相談・サポート体制の充実を図り、**地域全体で子育て世代の家庭教育を支援する**必要があります。

このため、公民館や交流センター等において、各種講座等を開催していますが、家庭教育に関する講座は年々減少傾向にあるため、今後は、家庭教育の充実等、**社会の必要課題に応じた講座を増やし、受講を促す**必要があります。

- 2 コミュニティ・スクールの導入により、地域住民が学校活動に参画する機会が増えており、交流が進むことで、地域の連帯感や教育力の向上につながっています。

今後においても、コミュニティ・スクールと一体的に地域学校協働活動を推進するとともに、放課後子ども教室や放課後まなび塾等の地域における学習支援・体験活動を放課後児童クラブと一体的に取り組むことで、学校、家庭、地域の連携をさらに強化し、**地域全体で子どもを育てる体制づくりを促進する**必要があります。

そのためには、地域における地域学校協働活動推進員（コーディネーター）の育成が不可欠であり、**人材育成のための研修等の充実を図る**必要があります。

- 3 市内全域において、子どもの動向を見守り、非行を防止するためには、地域の大人が、日頃から地域の子どもに接する機会を持ち、**地域の中で子どもを守り、育てる雰囲気醸成していく**必要があります。

また、各校区の少年補導委員による補導活動は、青少年の非行防止に効果がありますが、委員の高齢化が進んでおり、**新たな委員の育成・確保が課題**となっています。



成果指標と目標値

成果指標名	現況値	目標値
講座参加者の満足度	— (令和元年度)	90% (令和12年度)
地域学校協働活動ボランティア参加者数	38,500人 (令和元年度)	46,200人 (令和12年度)
コミュニティ・スクール（CS） 発信のイベント数	79回 (令和元年度)	100回 (令和12年度)



課題解決に向けた取組方針

まちづくり目標1

子育て・教育

基本計画 1-2-1 子育て世代に対する家庭教育の充実

取組方針

- 公民館・交流センター等の講座内容の充実を図り、受講者の増加を目指します。
- 三世代が集う事業を実施し、地域全体で子育て世代を支援します。

取組内容

- 家庭教育に関する学習・相談機会の拡充
- 三世代交流事業の充実 など



基本計画 1-2-2 学校・家庭・地域の連携協働の推進

取組方針

- 学校、家庭、地域の連携を強化し、地域全体で子どもを育てる体制をつくります。
- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動との一体的な推進を図ります。
- 学校、家庭、地域の連携協働による家庭、地域の教育力の向上を目指します。
- 放課後児童クラブも含めた放課後対策事業の一体的な推進を図ります。

取組内容

- 地域学校協働本部推進事業の実施
- 放課後子ども教室推進事業の実施
- 放課後まなび塾推進事業の実施
- 地域における地域学校協働活動推進員（コーディネーター）の育成 など



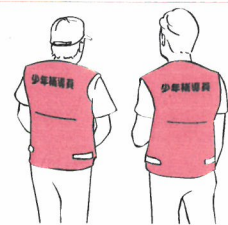
基本計画 1-2-3 青少年健全育成の推進

取組方針

- 地域や子どもの育ちに関わる団体間の連携強化を図ります。
- 地域や関係団体等と連携し、補導活動の充実を図ります。

取組内容

- 子どもの育ちに関わる団体についての調査実施
- 街頭補導活動等の実施
- 市PTA連合会や警察との連携強化
- 少年補導委員の育成・確保 など



放課後子ども教室の様子



少年補導委員による街頭補導活動

関係計画

第2期新居浜市子ども・子育て支援事業計画（令和元年度）



施策1-3 学校教育の充実

現況と課題

- 1 令和元年度より市内全小中学校がコミュニティ・スクールとなり、学校と地域が連携協働して教育活動に取り組むことができるようになりました。今後においても、地域の声を反映し、**地域とともに育つ特色ある学校づくりを推進する**必要があります。また、本市の目指す学校づくりを推進するため、**教職員の資質・能力の向上と学校組織の活性化にも努める**必要があります。

さらに、国際化の進展など、社会環境が目まぐるしく変化する時代において、様々な変化に柔軟に対応できる、生きる力を持った子どもを育成していくためには、基礎的な学力・体力向上を目指す取組に加え、家庭や地域と連携しながら、**生きた英語教育や環境教育、防災教育等を推進していく**必要があります。

- 2 児童・生徒におけるいじめ・不登校等の問題は、複雑化・多様化しており、個々のケースに応じ、細やかな相談・対応を行う必要があります。そのため、**専門的な知識を有する相談員等の配置や相談できる場所の確保、気軽に相談ができる環境の整備**に、より一層努める必要があります。

- 3 少子化の影響で、児童・生徒数が急減する中、学校施設については、建築後40年を超える建物が増加しています。このため、今後の人口推計等を踏まえた小中学校の適正な規模、学校数についての方針を決定したうえで、**既存施設の計画的な改修や施設の更新を行う**必要があります。小学校給食施設についても、老朽化等により学校給食衛生管理基準に適合した施設整備を行う必要があります。

また、情報化社会に対応できる力を育成するため、**教育現場におけるICT化をより一層推進する**必要があります。

また、近年の園児数の減少などの状況も踏まえ、**今後の幼児教育における公立幼稚園の役割、在り方について方針決定する**必要があります。



成果指標と目標値

成果指標名	現況値	目標値
全国学力・学習状況調査の全国平均点以上の学校の割合	51% (令和元年度)	80% (令和12年度)
不登校児童・生徒数割合	2.0% (令和元年度)	1.1% (令和12年度)
学校情報化優良校の認定	1校 (令和元年度)	28校 (令和12年度)



課題解決に向けた取組方針

基本計画 1-3-1 地域とともに育つ特色ある学校づくりと生きる力を育む教育の推進

取組方針

- 地域・家庭との連携を図り、特色ある学校づくりを推進します。
- 教職員の質の向上に努めます。
- 学力・体力向上に向け、課題を明確にしたうえで、取組の焦点化を図ります。
- 生きた英語教育や環境教育、防災教育等を推進します。
- 教職員の防災士資格取得を啓発・支援します。



取組内容

- コミュニティ・スクールの推進
- 教職員を対象とした各種研修会の開催
- 新居浜市教育研究所の活性化・有効活用
- Q-U検査の実施・活用
- 新居浜市教育力向上推進委員会の開催
- ESD・SDGs推進事業の実施
- 学校運営協議会や専門機関と連携した防災研修の実施を検討 など

基本計画 1-3-2 児童・生徒の健全育成

取組方針

- 個々のニーズに応じた相談体制の整備・充実を図るとともに、児童・生徒にあった学びの場を提供します。
- スクールソーシャルワーカー等の専門員の配置・連携を強化します。



取組内容

- 小・中学校における相談活動の充実
- 適応指導教室における教育の充実 など

基本計画 1-3-3 安全・安心で充実した教育環境の整備

取組方針

- 小中学校の適正規模、学校数についての方針に基づき、既存施設の計画的な改修や更新を行います。
- 学校給食施設整備基本計画に基づき、給食施設の整備を行います。
- 教育現場におけるICT化をより一層推進します。
- 公立幼稚園の役割、在り方について検討します。



取組内容

- 学校の適正規模・適正配置等に関する方針決定
- 学校施設の大規模改修、長寿命化改修の実施
- 教育用タブレット端末等のICT機器の整備及び教職員研修の実施
- 公立幼稚園の今後の在り方の方針決定
- 小中学校体育館への空調整備
- 新学校給食センターの建設 など



小中合同防災遠足



SDGs 達成に向けた ESD の推進 (環境保全)

関係計画

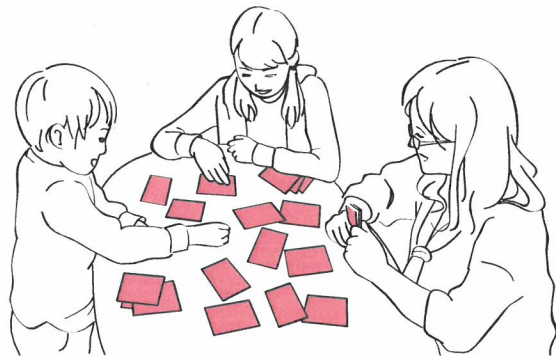
第2期新居浜市子ども・子育て支援事業計画 (令和元年度)



施策1-4 特別支援教育の充実

現況と課題

- ① 市内には早期発見・支援を行うことができる施設が増えていますが、障がいや発達に課題のある子どもの数も増加傾向にあるため、希望する施設を利用できず待機中の子どもや十分な療育が行えていない子どもがいます。
また、周囲に子育ての悩みを相談したり、子育て方法を学ぶことができず、孤立感や孤独感を抱えている保護者もいます。
このため、**子どもや保護者が安心して相談・療育ができる身近な場所や、専門的な知識をもつスタッフの確保**が求められています。
- ② 社会全体において障がいや発達に課題のある子どもに対する理解を深め、子どもの能力や教育的ニーズに合わせ、**多様な学びの場を提供し、教育環境の充実を図る**必要があります。
- ③ 障がいや発達に課題のある子どもが成長段階に応じ、自立に向けた支援を受ける際、関係機関との連携・情報共有が必要です。家庭生活や地域生活を含め、一貫した支援を行うためには、**個別の教育支援計画による関係機関との連携強化を図っていく**必要があります。



成果指標と目標値

成果指標名	現況値	目標値
相談率 (総合相談人数 / 2～14歳の男女人口 (市内))	5% (令和元年度)	7% (令和12年度)
特別支援教育研修の評価度 (満足度)	— (令和元年度)	90% (令和12年度)
特別支援学級における個別の教育支援計画 「サポートファイルにっこ♡にこ」の活用率	92% (令和元年度)	100% (令和12年度)

課題解決に向けた取組方針

基本計画 1-4-1 より身近な場所で行う教育相談・早期支援の充実

取組方針

- 子どもや保護者が身近な場所で安心して相談できる体制を整備します。
- 支援者の人材確保、スキルアップに努めます。
- 関係機関との連携を強化し、早期発見・支援の充実に図ります。

取組内容

- 各種相談及び支援会議の効果的な活用
- 園内、校内研修支援事業の推進
- 「育ちの教室」「ことばの教室」等の発達相談の実施
- 保護者支援・保護者の交流・学びの場の充実 など



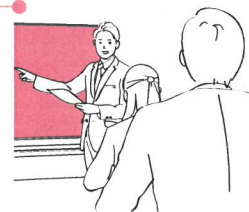
基本計画 1-4-2 特別支援教育の啓発と支援体制の強化

取組方針

- 対象児、保護者、担当教諭との連携、相談体制を強化します。
- 新居浜市地域発達支援協議会において、就学前から自立に至るまでの支援に向けて必要な課題を検討します。

取組内容

- インクルーシブ教育を推進する研修の実施
- 啓発のための講演会の推進
- 地域支援事業の利用促進と継続的な活用 など



基本計画 1-4-3 地域生活における自立に向けた支援・連携・協働の促進

取組方針

- 就学前から成長段階に応じ、自立に向けた長期的な視点による一貫した支援ができるよう継続的な相談を行います。
- 個別の教育支援計画を活用した連携・情報共有を図ります。
- 家庭と教育と福祉の連携による自立に向けた支援を図ります。

取組内容

- 各関係機関との連携の強化
- 個別の教育支援計画の作成と活用の充実
- 児童発達支援の啓発 など



子ども発達支援センター外観



相談室内観

関係計画

- 新居浜市子ども・子育て支援事業計画（令和元年度）
- 新居浜市障がい福祉計画・新居浜市障がい児福祉計画（令和2年度）
- 新居浜市地域福祉推進計画2021（令和2年度）



施策 5-1 学習活動の充実

現況と課題

- ① 公民館や交流センター、生涯学習センター等では、市民の多様な学習要求に応えるため、様々な講座等を開設していますが、一部の講座は、参加者が固定化・高齢化しており、参加者数も減少傾向にあります。
 今後は地域や高等教育機関等と連携し、社会の必要課題に対応した魅力的な講座等を開設すること、その成果を活かせる場所を作ることが求められています。
 また、地域の伝統文化や歴史を、次の世代へ継承するため、小中学校等と連携し、学習機会の提供に努める必要があります。
- ② 人生100年時代を迎え、誰もが生涯にわたり必要な学習を行い、その成果を生かすことができる生涯学習社会の実現を目指すためには、学習活動の拠点となる公民館等の計画的な維持管理、老朽化対策を行っていく必要があります。
- ③ 図書館は、幅広い年代が集い学べる、市内最大の情報拠点施設であるため、時代の変化・市民ニーズに対応した資料の充実、学習機会の提供に努める必要があります。また、利用者の利便性向上を図るため、老朽化した施設整備・設備の計画的な修繕・維持管理を行っていく必要があります。図書館の利用者は減少傾向にあるため、図書館の価値・魅力を広くPRし、入館者の増加を目指す必要があります。



成果指標と目標値

成果指標名	現況値	目標値
公民館等における講座参加者の満足度	- (令和元年度)	90% (令和12年度)
公民館等の施設利用者の満足度	- (令和元年度)	80% (令和12年度)
図書館来館者数	223,616人 (令和元年度)	235,000人 (令和12年度)



課題解決に向けた取組方針

基本計画5-1-1 生涯学習機会の充実

取組方針

- 地域住民の要望や時代のニーズに合った講座等を開催します。
- 生涯学習施設で学んだことを還元し、活躍できる場所をつくります。
- 小中学校等と連携し、地域の歴史・伝統文化について学ぶ機会を提供します。
- 愛媛大学、松山大学、新居浜高専等と連携した事業等を実施します。

取組内容

- 公民館等の学級・講座の開催
- 生涯学習大学講座の開催
- 高齢者生きがい創造学園講座の開催
- 校区夏祭り・文化祭等の開催支援
- 地域の伝統・歴史を伝承するための事業開催
- 小中学校におけるふるさと学習の支援 など



基本計画5-1-2 生涯学習関連施設の充実

取組方針

- 公共施設再編計画等に基づき、計画的な施設・設備の修繕、維持管理を行います。
- 生涯活躍のまち基本構想に基づき、新たな拠点施設を整備し、活用します。

取組内容

- 公民館、交流センター等の環境整備
- 生涯学習センター・高齢者生きがい創造学園の機能維持
- 生涯活躍のまち拠点施設の整備・活用 など



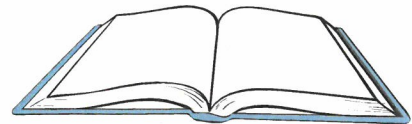
基本計画5-1-3 図書館機能の充実

取組方針

- 時代の変化、市民ニーズに対応した資料を収集し、講座・セミナー等を開催します。
- 図書館未利用者に対し、図書館の魅力をPRし、利用促進を図ります。
- 図書館の長期的な維持管理計画を策定し、計画的な修繕等を実施します。

取組内容

- 時代の変化、市民ニーズに対応した資料収集、情報発信
- 他機関と連携した講座・セミナー等の開催
- 企画事業（子ども向け行事など）の実施
- 施設の計画的な維持管理 など



生涯活躍のまち拠点施設完成イメージ（旧若宮小学校）



生涯学習大学講座（松山大学公開講座）

関係計画

- 新居浜市生涯活躍のまち基本構想（平成28年度）
- 新居浜市生涯活躍のまち事業推進計画（平成29年度）
- 若宮小学校施設活用基本計画（平成30年度）
- 新居浜市公共施設再編計画（平成30年度）

新居浜市郷土芸能発表会



施策5-2 文化芸術の振興と歴史文化の継承

現況と課題

- 本市では、多くの市民が文化を身近に感じ、創作、鑑賞など、様々な文化活動ができるまちを目指し、文化芸術に触れるための環境の整備、機会の充実を図ってきました。

また、本市には令和元年度に創立70周年を迎えた新居浜文化協会があり、本市の文化芸術活動推進の牽引役となっていますが、担い手となっている文化芸術団体には、高齢化・会員減少・活動場所の不足等の課題が顕著となっており、今後も継続的に団体等が活動できるよう、活動支援を行う必要があります。

今後においても、多くの市民、特に、次代を担う子どもたちが豊かな感性を育み、意欲と才能を伸ばすためには、より一層、文化芸術に触れる機会の拡充に努める必要があります。

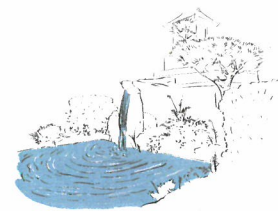
また、平成27年度にあかがねミュージアムが建設され、本市における文化芸術活動の拠点となっている一方、市民文化センターの目標耐用年数（65年）は残り10年を切っており、老朽化が進んでいるため、建て替えの時期や場所、新施設の規模等について早期に検討、決定し、新たな施設建設に着手する必要があります。
- 本市には、多様な歴史遺産や文化財が残っており、郷土芸能など地域に伝わる伝統文化もあります。

貴重な文化財や伝統文化を次の世代に残し、継承していくためには、文化財や地域の伝統文化の価値や面白さを多くの方に知ってもらう必要があります。そのため、文化財をわかりやすく紹介することや、文化財を市民の財産として有効に活用することが求められています。

また、地域とともに文化財を保存・活用し、まちづくりに活かすことを定めた改正文化財保護法が平成31年4月に施行されました。今後、愛媛県が策定する「文化財保存活用大綱」を勘案し、「新居浜市文化財保存活用地域計画」の策定について検討する必要があります。

そのため、担い手が減少する伝統文化をいかにして継承していくかということに加え、文化財を専門的に調査解説することができる人材の育成も喫緊の課題となっています。

また、過去2度にわたり、新居浜市史が刊行されていますが、新たな学問成果や史料に基づいた新しい市史の編さんを求める声があります。



成果指標と目標値

成果指標名	現況値	目標値
文化芸術施設利用者数	345,945人 (令和元年度)	415,000人 (令和12年度)
文化財指定登録件数	100件 (令和元年度)	110件 (令和12年度)



課題解決に向けた取組方針

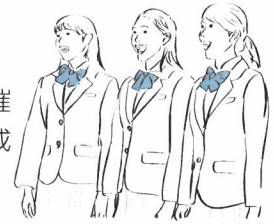
基本計画 5-2-1 文化芸術活動の推進

取組方針

- 市民が様々な文化活動を行えるよう、環境の整備、機会の拡充に努めます。
- 文化芸術活動に取り組む団体と連携し、活動を支援します。
- 老朽化した市民文化センターに代わる新たな施設整備に着手します。

取組内容

- あかがねミュージアム等での文化芸術事業の充実
- 市民文化祭、市展や様々な分野のアウトリーチ活動の実施
- SDGs をテーマに子どもたちを対象とした国際公募型美術展の開催
- ミュージアムボランティアの充実及びあかがねジュニア学芸員の育成
- 新施設の基本構想、基本計画等の策定、整備推進 など



基本計画 5-2-2 文化財・伝統文化の保存と歴史文化の継承

取組方針

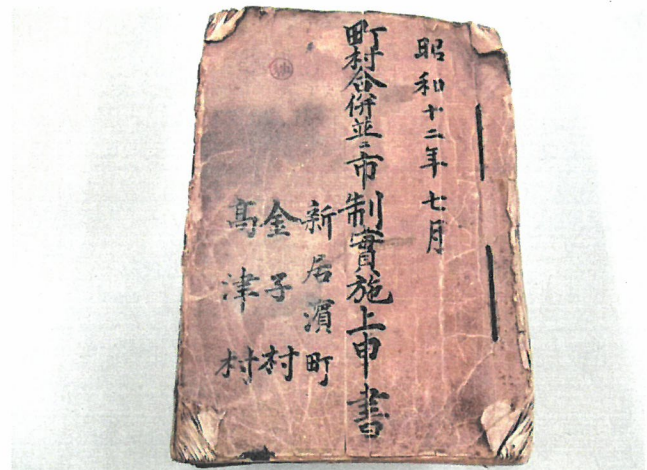
- 文化財の適切な保存、継承、整備に努めます。
- 地域に伝わる伝統文化の保存、伝承活動を支援します。
- 新居浜市史編さん基本方針に基づき、市史編さん事業を進めます。

取組内容

- 「銅山峰のツガザクラ群落」の保存活用計画の策定
- 歴史資料等の適切な保存管理と公開
- 文化財の管理者への支援 ● 「新居浜の文化財（冊子）」の更新
- 郷土芸能発表会の開催 ● 新居浜市文化財保存活用地域計画の策定
- 市史編さん事業の推進 など



SDGs アート・フェスティバル



新居浜市が市制を施行した際の上申書

関係計画

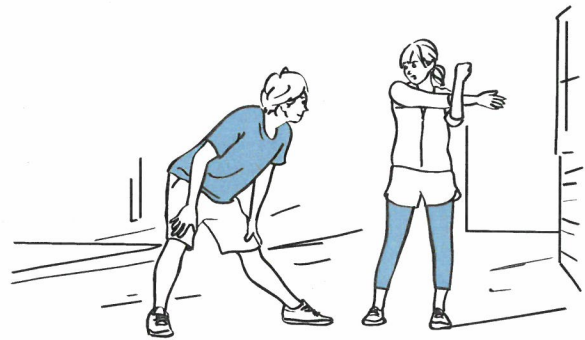
- 新居浜市文化芸術振興計画（平成30年度）
- 新居浜市市史編さん基本方針（令和元年度）



施策5-3 スポーツの振興と競技力の向上

現況と課題

- ① 日常からスポーツに親しんでいる人は年々減少傾向にあり、また、子どもの体力も低下傾向にあります。こうした状況の背景には、ライフスタイルの多様化や、地域コミュニティの希薄化による地域スポーツ活動が低迷している状況があり、その状況を改善するための取組が必要となっています。
- ② 競技スポーツにおいては、近年、全国規模の大会へ出場する選手等が増加しており、より一層の競技力向上を図るため、指導者の育成や、選手等の経済的負担の軽減が求められています。
- ③ 体育施設の老朽化が進んでいるため、計画的な改修等を行う必要があります。
また、現在の施設の規模・仕様では、プロスポーツや全国大会等の開催ができないため、現施設の使用可能年数等を踏まえ、新居浜市総合運動公園構想に基づく、施設整備を検討する必要があります。



成果指標と目標値

成果指標名	現況値	目標値
成人の週1回以上の運動実施率	47.1% (令和元年度)	65% (令和12年度)
全国大会出場大会数	144件 (令和元年度)	160件 (令和12年度)
全国規模の大会やプロスポーツの開催回数	4回 (令和元年度)	5回 (令和12年度)

課題解決に向けた取組方針

基本計画 5-3-1 生涯スポーツの振興

取組方針

- 多くの市民が体を動かす機会、場所を提供します。
- 地域における指導者の育成に取り組みます。

取組内容

- 各校区の体育振興会等に対する活動支援
- 各種スポーツ大会、教室の開催 など



基本計画 5-3-2 競技スポーツの振興

取組方針

- 競技スポーツにおける指導者の育成や、全国大会に出場する選手等への支援を行います。
- ジュニアスポーツからトップアスリートまで一貫した育成に取り組みます。

取組内容

- トップアスリート育成事業の実施
- 全国大会出場者等に対する奨励金の支出
- 種目協会に対する活動支援 など



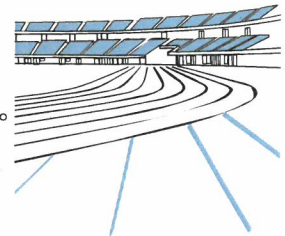
基本計画 5-3-3 施設環境の整備

取組方針

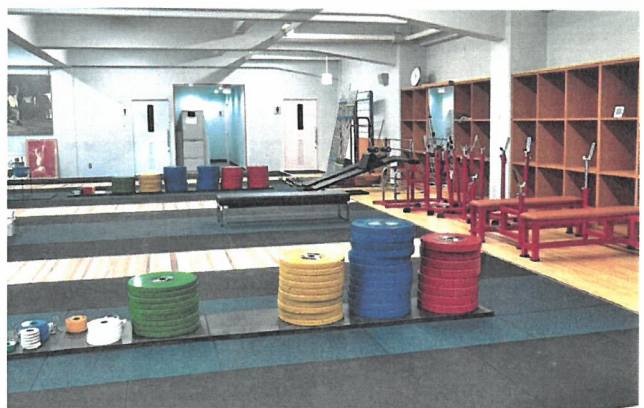
- 市民が気軽にスポーツを楽しめるよう、施設の維持管理に努めます。
- 市民にレベルの高い競技スポーツを観戦する機会を提供します。
- 大規模なスポーツ大会や各種イベントが開催できる総合運動公園の整備に向けた取組を推進します。

取組内容

- 各施設の改修、維持管理の実施
- 総合運動公園基本計画の策定
- 総合運動公園基本計画に基づく事業化に向けた取組の推進 など



少年スポーツ大会



重量挙げ練習場整備

関係計画

- 新居浜市スポーツ推進計画 (平成25年度)
- 新居浜市総合運動公園構想 (平成28年度)



施策5-4 近代化産業遺産の保存活用・整備の充実

現況と課題

- ① 本市発展の礎となった別子銅山の歴史や、近代化産業遺産の価値を後世に伝え、市民の誇りとして伝承していく必要があります。

このため、旧端出場水力発電所や住友山田社宅6棟などの産業遺産について、各保存活用計画に基づき整備を進めていますが、所有企業の理解のもと、マイントピア別子等と連携した産業遺産群全体の保存活用方策についても検討する必要があります。

また、旧広瀬邸（国指定重要文化財・名勝）などの産業遺産についても、重要文化財指定後、老朽化が進んでおり、早期に保存活用計画を策定し、耐震工事等に取り組む必要があります。
- ② 別子銅山の近代化に携わった人々の功績や住友の企業精神を多くの方に知ってもらい、後世に伝承していく必要があります。このため、広瀬歴史記念館等において、様々な企画展等を継続的に開催し、市民意識の醸成を図っていく必要があります。

また、全国近代化遺産活用連絡協議会における会員間のネットワークを活用するとともに、市民団体及び高校生による、他の産業遺産都市との交流、連携を図る必要があります。

また、市民参加型まちづくりファンドとして創設された「あかがね基金」等を活用し、近代化産業遺産の保存工事等を実施しており、今後も、ふるさと納税制度等を通じ、基金の周知・育成に努める必要があります。
- ③ 多喜浜校区では、地域住民主導で塩田文化の保存・継承に取り組んでいますが、指導者が高齢化しており、今後、多喜浜塩田の歴史を伝える後継者の育成が課題となっています。

成果指標と目標値

成果指標名	現況値	目標値
広瀬歴史記念館（展示館・旧広瀬邸）観覧者数	10,282人 (令和元年度)	12,000人 (令和12年度)
別子銅山関係情報発信回数	14,214件 (令和元年度)	20,000件 (令和12年度)
塩田文化に関する学習の参加者の理解度	— (令和元年度)	90% (令和12年度)

課題解決に向けた取組方針

基本計画 5-4-1 別子銅山近代化産業遺産の保存活用・整備の推進

取組方針

- 旧端出場水力発電所及び住友山田社宅の保存活用計画に基づき、保存整備を図り、産業遺産全体の活用を推進します。
- 旧広瀬邸（重要文化財・名勝）の保存活用計画を策定し、計画に基づく整備を実施します。
- 産業遺産の調査研究を行い、国の登録有形文化財制度の活用を図ります。
- 産業遺産の適切な維持管理・設備改修等を実施します。

取組内容

- 旧端出場水力発電所及び住友山田社宅6棟の保存活用・整備
- 旧広瀬邸の整備の実施 ● 広瀬歴史記念館の設備改修等の実施
- そのほか産業遺産の一体的な活用促進 など



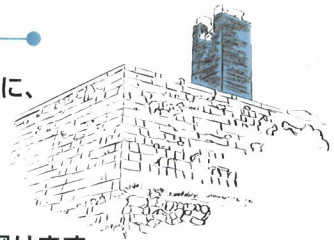
基本計画 5-4-2 別子銅山の歴史の伝承・情報発信

取組方針

- 企画展の開催等により、別子銅山の歴史を広く発信するとともに、各種メディア等の積極的な活用により後世に伝承します。
- 全国近代化遺産活用連絡協議会等のネットワークを活用し、広域での近代化産業遺産に関する情報発信の充実を図ります。
- ふるさと納税制度等を通じ、「あかがね基金」の一層の周知を図ります。

取組内容

- 各種メディア等への取材協力、パンフレット等による情報発信と次世代への伝承
- 企画展等の開催 ● 全国近代化遺産活用連絡協議会会員間の交流促進
- 産業遺産都市との交流促進 ● ふるさと納税制度等を通じた基金の周知 など



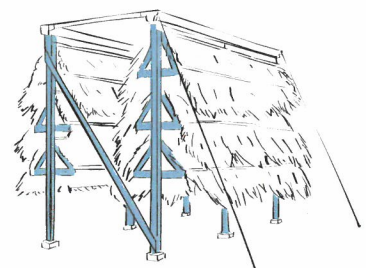
基本計画 5-4-3 多喜浜塩田文化の保存・継承

取組方針

- 多喜浜塩田の歴史を多喜浜校区以外でも周知し、新たな担い手を育成します。

取組内容

- 塩田文化バンク講座の運営
- 多喜浜のまち全体が塩の博物館事業の実施 など



広瀬歴史記念館（旧広瀬邸）全景



多喜浜塩田遺産についてのふるさと学習（塩田資料展示室）

関係計画

- 近代化産業遺産を活かしたまちづくり総合整備計画（平成23年度）
- 旧端出場水力発電所保存活用計画（平成28年度）
- 住友山田社宅保存活用計画（令和元年度）
- 旧広瀬氏庭園保存活用計画（仮称）（令和2年度）
- 旧広瀬家住宅保存活用計画（仮称）（令和3年度）



施策5-5 人権の尊重

現況と課題

- ① 市民一人ひとりが、人権についての正しい認識を持ち、人権尊重意識を高めるため、校区単位等で様々な啓発事業を実施しているほか、様々な機会に市民が集い、語り合うための場づくりに努めています。
また、市政だよりへの人権啓発に関する特集記事の掲載や、人権に関するリーフレットの作成、配布、CATVの行政広報番組などによる啓発活動にも努めています。
しかしながら、近年、事業への参加者が固定化するとともに、減少傾向にあるため、来場者アンケートの意見等を参考にしながら、参加者を増やすための方策を検討、実施していく必要があります。また、作成配布するリーフレット等についても、読みやすくわかりやすい誌面づくりに努める必要があります。
- ② 小中学校においては、様々な人権問題について、正しい認識を深め、全教育活動を通じて、差別を「しない、させない、許さない」児童・生徒を育成するための教育を実践していますが、人権・同和教育に関する学習活動への参加率は低下傾向にあります。
今後においては、より一層、学校、家庭、地域が連携を強化し、それぞれの場所において人権が尊重されるための学びを実施し、児童・生徒だけでなく、保護者への啓発にも積極的に取り組んでいく必要があります。
- ③ 複雑・多様化する様々な人権侵害による被害者の救済を図るためには、気軽に相談できる窓口を設置し、その存在を広くPRするとともに、人権に関わる関係機関との連携体制をより一層強化していく必要があります。
また、人権啓発活動の拠点となる隣保館（瀬戸会館）や大島教育集会所は経年劣化による老朽化が進んでいるため、施設及び設備の計画的な修繕が必要となっています。

成果指標と目標値

成果指標名	現況値	目標値
人権に関する3法の認知度（平均）	46.3% （令和元年度）	70% （令和12年度）
校区別人権・同和教育懇談会参加者数	11,568人 （令和元年度）	12,000人 （令和12年度）
人権相談援助件数 （関係機関への紹介、法律上の助言等）	13件 （令和元年度）	30件 （令和12年度）

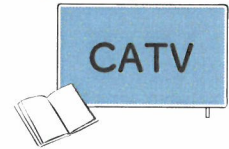


課題解決に向けた取組方針

基本計画 5-5-1 社会における人権・同和教育及び啓発の推進

取組方針

- 学習内容や実施方法について、創意工夫を図ります。
- 市民が参加しやすく、親しみが持てる事業の実施に努めます。
- 市政日より特集記事やリーフレット、CATV広報番組は、イラスト等を使用し、人権に関心を持ってもらえる誌面・映像作りに努めます。



取組内容

- お茶の間人権教育懇談会の開催
- ふれ愛フェスタ～ハート FULL 新居浜～の開催
- 校区别人権教育市民講座の開催
- 講演会等の開催（人権のつどい日）
- 人権啓発物の発行、広報番組の作成
- 身元調査お断り運動の推進 など

基本計画 5-5-2 学校における人権・同和教育の推進

取組方針

- 人権が尊重される家庭・地域・職場づくりを推進するため、学びの場を提供します。
- 子どもからの啓発活動を行います。
- 市政日よりや各公民館広報、CATV等を活用した啓発を行います。
- 学校運営協議会、県人教新居浜支部、人権擁護委員や関係団体等と連携した事業を推進します。



取組内容

- 校区别人権・同和教育懇談会（基礎研修、学級学年別研修）の実施
- 小中学校人権・同和教育研究大会の実施 など

基本計画 5-5-3 人権擁護体制の充実

取組方針

- 人権侵害による被害者を早期に救済する体制の整備が必要であるため、人権に関わる関係機関との連携・充実を図ります。
- 人権啓発活動の拠点となる施設を適正に維持管理します。

取組内容

- 人権相談体制の充実
- 人権擁護関係機関との連携、協力体制の推進
- 隣保館（瀬戸会館）の維持修繕の実施
- 大島教育集会所の維持修繕の実施 など



ふれ愛フェスタ～ハート FULL 新居浜～



人権の花運動

関係計画

新居浜市人権施策基本方針（令和2年度改訂）